

# 西宮市立子育て総合センター親子サロン業務提案仕様書

## 1. 業務の概要

### (1) 件名

西宮市立子育て総合センター親子サロン業務

### (2) 概要

本業務は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき市が実施する事業であり、乳児又は幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。

## 2. 実施の背景

現状の業務（週7日間実施）のうち、日曜日および月曜日について、民間事業者の持つ知識・経験・アイデアを生かした業務を実施するため、公募型プロポーザル方式によりその能力・意欲を持った事業者を選定するものである。

## 3. 業務期間

令和2年10月から令和5年3月までを今回の指定の有効期間とする。

※ただし、契約については単年度ごとの随意契約を予定している。

## 4. 業務場所

(1) 施設名 西宮市立子育て総合センター

(2) 所在地 西宮市津田町3-40

(3) 実施場所 1階親子サロン 192㎡

## 5. 業務内容

### (1) 親子サロン実施日・時間

(ア) 実施日 日曜日および月曜日

ただし、12月29日から1月3日までの間および国民の祝日に関する法律第3条における休日を除く。

(イ) 開室時間 9:30～16:30

### (2) 基本方針

児童福祉法第6条の3第6項およびその他関係法令の趣旨を踏まえて業務を行うこと

### (3) 本体業務

(ア) 利用者の受付、利用登録・登録情報の管理に係る業務

(イ) 利用者間の交流の促進、相談、情報提供、助言その他の援助に関する業務

(ウ) 市が指定する利用者向けプログラムの実施

※通常配置される人員および市が用意する備品等により行うことができるものに限る。

(4) 附帯業務

(ア) 親子サロンの開室準備・閉室作業

(イ) 翌日のスタッフへの引継ぎ業務

(ウ) 定例報告、完了報告業務

(5) 安全・衛生管理

(ア) サロン室内の安全管理、衛生管理に関する業務

(イ) 日曜日においては、閉室後のサロン室の清掃業務

6. 人員配置基準

(1) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者を常時2名以上配置すること

(2) 現場責任者を常時配置すること

7. 遵守事項

業務及び個人情報取扱いに関する各種法令、労働基準法その他労働関係法令、条例、規則並びに要綱、要領を遵守すること

以上